改正後	改正前
⑶　第27条第１項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	⑶　第27条第１項（第33条の15において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

告　示

○海上保安庁告示第二十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大離陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	ＭＨ755	シコルスキー式Ｓ－76Ｃ型	ＪＡ6755
	ＭＨ904	同	ＪＡ6904
	ＭＨ909	同	ＪＡ909Ａ
	ＭＨ910	シコルスキー式Ｓ－76Ｄ型	ＪＡ910Ａ
	ＭＨ911	同	ＪＡ911Ｂ
	ＭＨ912	同	ＪＡ912Ａ
	ＭＨ913	同	ＪＡ913Ａ
	ＭＨ914	同	ＪＡ914Ａ
	ＭＨ915	同	ＪＡ915Ａ
	ＭＨ916	同	ＪＡ916Ａ
	ＭＨ917	同	ＪＡ917Ａ
	ＭＨ918	同	ＪＡ918Ａ
	ＭＨ919	同	ＪＡ919Ａ
	ＭＨ920	同	ＪＡ920Ａ

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大離陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	ＭＨ755	シコルスキー式Ｓ－76Ｃ型	ＪＡ6755
	ＭＨ904	同	ＪＡ6904
	ＭＨ909	同	ＪＡ909Ａ
	ＭＨ910	シコルスキー式Ｓ－76Ｄ型	ＪＡ910Ａ
	ＭＨ911	同	ＪＡ911Ｂ
	ＭＨ912	同	ＪＡ912Ａ
	ＭＨ913	同	ＪＡ913Ａ
	ＭＨ914	同	ＪＡ914Ａ
	ＭＨ915	同	ＪＡ915Ａ
	ＭＨ916	同	ＪＡ916Ａ
	ＭＨ917	同	ＪＡ917Ａ
	ＭＨ918	同	ＪＡ918Ａ
	ＭＨ919	同	ＪＡ919Ａ
	ＭＨ920	同	ＪＡ920Ａ